平成２６年（フ）第３５９号
高知市はりまや町３丁目17番16号　おのマンション402
債務者　千葉　政彦
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６０号
高知市はりまや町３丁目17番16号　おのマンション402
債務者　千葉　幸
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６９号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン21・706号
債務者　山中　優子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６７５号
札幌市東区北35条東26丁目３番１号　左
債務者　岩田　修
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４２号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番28号　ユニエスビル１―３階
債務者　鬼塚　廣文
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４３号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番28号　ユニエスビル１―３階
債務者　鬼塚　雅代（旧姓大友）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８８号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目10番21号　おのコーポラス203号
債務者　品田　博
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１２号
札幌市中央区南５条西13丁目１番22―502号
債務者　長江　浩司
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８２９号
札幌市白石区南郷通１丁目北10番10―202号
債務者　佐藤　直也
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９２４号
札幌市白石区中央１条５丁目11番11―206号
債務者　林　英貴
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３１号
札幌市白石区平和通17丁目北11番７―301号
債務者　大場　公晴
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３３号
札幌市中央区南１条西18丁目１番地２　南１西18ビル705号
債務者　磯野　英樹
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４４号
札幌市白石区栄通８丁目７番16―101号
債務者　尾崎　善彦（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４９号
札幌市北区北27条西２丁目１番25―803号
債務者　樋口　絢子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９５７号
（現住所秘匿）、住民票上の住所札幌市東区北28条東６丁目１番19号　エストボヌール202号
債務者　野端　寛美（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９５９号
札幌市豊平区美園１条８丁目２番27―506号
債務者　伊藤　洋
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６１号
札幌市北区麻生町３丁目７番17号　エリアドウ麻生壱番館303号
債務者　向　里史
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部